



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第23号 令和5年5月31日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【規則】

番号	表題	担当課名
3 1	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
3 2	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
3 3	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

### 【訓令】

番号	表題	担当課名
7	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課
8	機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）

一 未来創生文化部にこども未来局を設置するとともに、次世代育成・青少年課及び同課こども未来応援室を改組し、同局にこどもまんなか政策課及びこども家庭支援課を設置することとした。

二 国保・自立支援課を改組し、国保・地域共生課を設置することとした。

三 もつかるブランド推進課次世代農業室を改組し、みどり戦略推進課を設置することとした。

四 漁業調整課を改組し、漁業管理調整課を設置することとした。

五 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

六 この規則は、令和五年六月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十二号）

一 機構改革の実施に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年六月一日から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十三号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県職員被服等貸与規則

3 徳島県庁舎等管理規則

4 生活保護法施行細則

5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

6 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則

二 この規則は、令和五年六月一日から施行することとした。

徳島県規則第三十一号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表に次のように加える。

未来創生文化部	こども未来局
---------	--------

第五条第二項の表未来創生文化部の項を次のように改める。

未来創生文化部	未来創生政策課 文化・未来創造課 文化資源活用課 スポーツ振興課
こども未来局	こどもまんなか政策課 こども家庭支援課

第五条第二項の表保健福祉部の項中「国保・自立支援課」を「国保・地域共生課」に、「ワクチン・入院調整課 薬務課」を「薬務課」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産政策課」を「農林水産政策課 みどり戦略推進課」に、「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改める。

第七条の表グリーン社会推進課の項中「水素グリッド推進室」を「脱炭素推進室」に改め、同表次世代育成・青少年課の項及びもうかるブランド推進課の項を削る。

第十八条第二項の表中グリーン社会統括監の項を削り、大学・産業創生統括監の項の次に次のように加える。

文化・スポーツ 交流統括監	未来創生文化部	上司の命を受け、文化又はスポーツを通じた交流に関する事項を統括整理する。
------------------	---------	--------------------------------------

第十八条第二項の表感染症・疾病予防統括監の項の次に次のように加える。

産業振興統括監	商工労働観光部	上司の命を受け、産業の振興に関する事項を統括整理する。
みどり戦略推進 統括監	農林水産部	上司の命を受け、みどりの食料システム戦略に関する事項を統括整理する。

第十八条第二項の表交通交流統括監の項を次のように改める。

--	--	--

県土強靱化統括 監	県土整備部	上司の命を受け、県土強靱化に関する事項を統括整理する。
--------------	-------	-----------------------------

第十八条第二項の表県政広報幹の項の次に次のように加える。

地域医療推進幹	医療政策課	上司の命を受け、地域医療行政の推進に関する事務を処理する。
---------	-------	-------------------------------

第十八条第二項の表海外戦略調整幹の項の次に次のように加える。

魅力発信幹	観光政策課	上司の命を受け、県の観光事業における情報の発信に関する事務を処理する。
-------	-------	-------------------------------------

第十八条第二項の表地域共生担当室長の項を次のように改める。

国保運営担当室長	国保・地域共生課	上司の命を受け、国民健康保険の運営及び医療費の適正化に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
----------	----------	--

第十八条第二項の表広域観光担当室長の項及び道路企画担当室長の項を削り、同表まちづくり・事前復興担当室長の項の項名を「盛土防災・事前復興担当室長」に改め、同項中「受け、」の下に「盛土防災並びに」を加え、「計画、整備、開発及び」を削り、同表鉄道活性化担当室長の項及び災害医療幹の項を削り、同条第三項の表中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改める。

第三十三条第一項の表未来創生文化部の項を削り、同表に次のように加える。

未来創生文 化部こども 未来局	徳島県中央こども 女性相談センター	徳島市昭和町 五丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野 川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
-----------------------	----------------------	---------------	--

第三十四条第一項中「部に」を「部及び局に」に改め、同項の表未来創生文化部の項を次のように改める。

未来創生文 化部	徳島県文化の森振 興センター	徳島県文化の森総合公園文化施設 の運営を総合的に推進するため	徳島市八万町
-------------	-------------------	-----------------------------------	--------

第三十四条第一項の表に次のように加える。

未来創生文 化部こども	徳島県立徳島学院	児童福祉法（昭和二十二年法律第 百六十四号）第四十四条及び児童	鳴門市大麻町
----------------	----------	------------------------------------	--------

未来局

福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十六条

第三十八条第一項中「、徳島県立徳島学院」を削り、「鳥居記念館」の下に「、徳島県立徳島学院」を加える。

第三十九条第一項の表副所長の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 徳島県文化の森振興センター

三 徳島県中央こども女性相談センター

別表第一地方創生局の項の次に次のように加える。

こども未来局	一 こども及びこどものある家庭の支援並びに次世代の育成に関する施策の総合的な推進に関する事。
--------	--

別表第二とくしまゼロ作戦課の事前復興室の項第十八号中「徳島県立南部防災館」を「徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館」に改め、同表グリーン社会推進課の項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、同表グリーン社会推進課の水素グリッド推進室の項の項名を「脱炭素推進室」に改め、同項第二十号中「水素エネルギー」を「自然エネルギー」に改め、同号を同項第十七号とし、同項に次の二号を加える。

十八 自然エネルギー協議会に関する事。

十九 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関する事。

別表第二総合政策課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 科学技術の振興に関する事。

別表第二万博推進課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十二号とし、第十八号から第二十号までを五号ずつ繰り上げ、同表とくしまぐらし応援課の学び・働き創造室の項中第五号を第七号とし、同表とくしまぐらし応援課の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関する事。

三 過疎地域、山村及び離島の振興に関する事。

別表第二人事課の項第七号中「行財政システムの改善」を「行政改革」に改め、同表未来創生政策課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 未来創生文化部（こども未来局を除く。）の庶務事務の処理に関する事。

別表第二中次世代育成・青少年課の項を削り、スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

<p>こどもまんなか政策課</p>	<p>一 少子化対策の企画及び調整に関すること。  二 児童福祉に関すること（保育及び子育て支援に係るものに限る。）。  三 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の施行に関すること。  四 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉（保育及び子育て支援に係るものに限る。）に係るものに限る。）。  五 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。  六 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。  七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関すること。  八 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関すること。  九 徳島県子どもはぐくみ条例（平成二十五年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。  十 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金に関すること。  十一 こども未来局の庶務事務の処理に関すること。</p>
<p>こども家庭支援課</p>	<p>一 児童福祉に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。  二 児童委員に関すること。  三 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉（他課の分掌に属するものを除く。）、母子福祉、父子福祉及び寡婦福祉に係るものに限る。）。  四 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関すること。  五 母子福祉、父子福祉及び寡婦福祉に関すること。  六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。  七 青少年対策の企画及び調整に関すること。  八 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）の施行に関すること。  九 徳島県青少年健全育成審議会に関すること。  十 徳島県子ども女性相談センターの庶務事務（女性支援に係るものを除く。）及び徳島県立徳島学院の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。  十一 徳島県青少年センターに関すること。</p>

別表第二保健福祉政策課の項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第

六号を第三号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第四号とし、第十一号から第十六号までを六号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十一号とし、第十九号から第二十一号までを七号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、同表国保・自立支援課の項を次のように改める。

国保・地域 共生課	<ol style="list-style-type: none"><li>一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の施行に関すること。</li><li>二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li><li>三 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関すること。</li><li>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の施行に関すること（法人検査課の分掌に属するものを除く。）。</li><li>五 社会福祉法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li><li>六 生活福祉資金貸付事業の補助に関すること。</li><li>七 民間社会福祉事業の育成指導に関すること。</li><li>八 社会福祉に関する統計及び調査に関すること。</li><li>九 民生委員に関すること。</li><li>十 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五百五十五号）の施行に関すること。</li><li>十一 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五百五号）の施行に関すること。</li><li>十二 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関すること。</li><li>十三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五百五号）の施行に関すること。</li><li>十四 徳島県国民健康保険財政安定化基金及び徳島県後期高齢者医療財政安定化基金に関すること。</li><li>十五 国民健康保険審査会、徳島県国民健康保険運営協議会及び後期高齢者医療審査会に関すること。</li><li>十六 徳島県立総合福祉センター及び徳島県厚生寮に関すること。</li></ol>
--------------	---

別表第二健康づくり課の項第一号中「（昭和四十年法律第四百一十一号）の施行」を「の規定による未熟児に対する養育医療給付等」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表感染症対策課の項に次の一号を加える。

四 新型コロナウイルス感染症に係る医療及び療養の調整に関すること。  
別表第二ワクチン・入院調整課の項を削り、同表企業支援課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表新未来産業課の項

中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。  
十五 産業の情報化に関すること。

別表第二新未来産業課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 伝統工芸産業の振興に関すること。

別表第二観光政策課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表農林水産政策課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 農林水産部（農山漁村振興課、生産基盤課及び森林整備課を除く。）の庶務事務の処理に関すること。

別表第二農林水産政策課の項の次に次のように加える。

みどり戦略 推進課	<ol style="list-style-type: none"><li>一 みどりの食料システム戦略の推進に関すること。</li><li>二 環境保全型農業直接支払制度に関すること。</li><li>三 農産物の安全性の確保に関する施策の推進に関すること。</li><li>四 農薬及び肥料に関すること。</li><li>五 植物防疫（森林に係るものを除く。）に関すること。</li><li>六 園芸の振興に関すること。</li><li>七 園芸農産物に関すること。</li><li>八 特用農産物に関すること。</li><li>九 食育の推進に係る企画及び調整に関すること。</li><li>十 卸売市場に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li><li>十一 主要農産物に関すること。</li><li>十二 水田農業構造改革対策の企画及び推進に関すること。</li><li>十三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（消費者くらし安全局安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。</li><li>十四 稲、麦及び大豆の原原種の生産並びに原種の生産及び配布に関すること。</li><li>十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関すること。</li></ol>
--------------	--

別表第二もうかるブランド推進課の項を次のように改める。

もうかるブランド推進 課	<ol style="list-style-type: none"><li>一 農林水産物の流通に係る企画及び調整に関すること。</li><li>二 農林水産物のブランド化に関すること。</li><li>三 農林水産業に関する新事業の創出に関すること。</li><li>四 農林水産物の紹介宣伝に関すること。</li><li>五 農林水産物の販路拡張に関すること。</li><li>六 地域資源の活用に関すること。</li></ol>
-----------------	---



- 七 農商工連携の推進に関すること。
- 八 農林物資の規格化に関すること。

別表第二水産振興課の項第四号中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表漁業調整課の項を次のように改める。

<p>漁業管理調整課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関すること。</li> <li>二 水産資源の保護及び水産増養殖に関すること（うなぎ養殖業に関するものに限る。）。</li> <li>三 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関すること。</li> <li>四 漁船に関すること。</li> <li>五 漁船保険に関すること。</li> <li>六 徳島海区漁業調整委員会及び徳島県内水面漁場管理委員会に関すること。</li> </ul>
----------------	---

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十六号を第三十七号とし、第十八号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表住宅課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 応急仮設住宅の建設及び借上げに関すること。

別表第二営繕課の項第四号を削る。

別表第六徳島県子ども女性相談センターの項を削り、同表徳島県立婦人保護施設しらかぎ寮の項中「要保護女子」の下に「（売春防止法第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。徳島県子ども女性相談センターの項において同じ。）」を加え、同表中徳島県立徳島学院の項を削り、鳥居記念館の項の次に次のように加える。

<p>徳島県子ども女性相談センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童の福祉に関する市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関すること。</li> <li>二 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関すること。</li> <li>三 児童及びその家庭に対する必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定並びにこれらに付随した指導に関すること。</li> <li>四 児童の一時保護に関すること。</li> <li>五 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。</li> <li>六 要保護女子及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保</li> </ul>
-----------------------	--

	<p>護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下この項において同じ。) に関する各般の相談に關すること。</p> <p>七 要保護女子及びその家庭に対する必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随した指導に關すること。</p> <p>八 被害者に対する医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導に關すること。</p> <p>九 要保護女子及び被害者の一時保護に關すること。</p> <p>十 被害者の自立支援に關すること。</p> <p>十一 要保護女子の收容保護及びその退所の決定に關すること。</p> <p>十二 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮に係る予算及び物品に關すること(徳島県中央子ども女性相談センターに限る。)</p> <p>十三 その他特に命ぜられたこと。</p>
<p>徳島県立徳島学院</p>	<p>一 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと。</p>

別表第六徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を削る。

別表第八中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号の前に次の一号を加える。

<p>三十</p>	<p>徳島県青少年健全育成審議会</p>	<p>未来創生文化部子ども未来局子ども家庭支援課</p>
-----------	----------------------	------------------------------

別表第八第三十二号から第三十四号までの規定中「保健福祉部国保・自立支援課」を「保健福祉部国保・地域共生課」に改める。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

徳島県規則第三十二号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第六号を次のように改める。

六 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定による申請書の記載事項等の調査

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第十三号から第十六号までを削り、第十七号を第十三号とし、第十八号を第十四号とする。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

徳島県規則第三十三号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

「徳島県中央子ども女性相談センター」

別表第二中 徳島県立徳島学院

を 徳島県中央子ども女性相談セ

徳島県立二十一世紀館

「 徳島県立徳島学院

ンター」に改める。

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県中央子ども女性相談センター 徳島県立徳島学院 徳島県立二十一世紀館」を「徳島県立二十一世紀館 徳島県中央子ども女性相談センター 徳島県立徳島学院」に改める。  
(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

第二条 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表農林水産部農林水産政策課の項の次に次のように加える。

農林水産部 どり戦略推進 課	飼肥料の検査に 従事する職員		作業服上・下	二 二年
	白衣	二 一年		

別表徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中

飼肥料の検査 従事する職員
------------------

雨衣	一 二年
作業服上・下	二 二年
白衣	一 一年

を

--

雨衣

一  
二年

に改め、同表農林水産部漁

業調整課の項の項名を「農林水産部漁業管理調整課」に改め、同表農林水産部漁業調整課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項の項名中「農林水産部漁業調整課」を「農林水産部漁業管理調整課」に改め、同項中「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改める。

（徳島県庁舎等管理規則の一部改正）

第三条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「農林水産部漁業調整課長」を「農林水産部漁業管理調整課長」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第四条 生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号の表中「畑廻船・田代廻船」を「畑廻船・葦原井田廻船」に、「廻船・田代廻船」を「廻船・葦原井田廻船」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

第五条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年徳島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号の表中「廻船・田代廻船」を「廻船・葦原井田廻船」に改める。

（遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第六条 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成二十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和五年六月一日から施行する。

2 第四条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第十二号に相当する同条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第十二号による用紙及び第五条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則様式第十一号に相当する同条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第十一号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県訓令第7号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県監査事務局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局  
徳島県警察本部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第二項中「及び次世代育成・青少年課」を「並びにこども未来局こどもまんなか政策課及びこども家庭支援課」に改める。

第十条の三第一項中「徳島県発達障がい者総合支援センターにあつては美馬庁舎に勤務する次長、」を削り、「東みよし庁舎」を「東みよし庁舎」に改める。

別表第四市町村課の項部長の欄第十六号から第十八号までを削り、同項課長の欄第十五号から第十七号までを削り、同表とくしまぐらし応援課の項部長の欄に次の三号を加える。

三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第七条

第四項前段の規定による主務大臣との協議

四 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に関する次のこと。

1 第七条第一項の規定による振興山村の指定の申請

2 第七条の二第一項の規定による山村振興基本方針の作成

五 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第十条第二項の規定による協力要請別表第四とくしまぐらし応援課の項課長の欄に次の三号を加える。

二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。

1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表

2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）

3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出

三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第七条の規定による助言又は調査

四 山村振興法第八条第一項又は第八条の三第一項の規定による市町村との協議及び同

意（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）  
別表第四次世代育成・青少年課の項を削り、同表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

こども まんな か政策 課		
—	社会福祉法に関する次のこと。 1 第三十一条第一項の規定による定款の認可 2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任 3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項及び第四百四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任 4 第四十五条の九第五項の規定による許可 5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可 6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定 7 第五十条第三項の規定による認可 8 第五十四条の六第二項の規定による認可 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請 10 第五十五条の三第一項の規定による承認 11 第五十五条の四の規定による承認 12 第五十六条第四項（第四百四十	— 社会福祉法に関する次のこと。 1 第五十六条第一項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査 2 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供の要請並びに第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供 3 第七十条の規定による報告の徴収又は当該職員による検査若しくは調査（町村社会福祉協議会に係るものを除く。） 二 社会福祉法施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十五号）第二条第一項第四号の規定による申請書に添付すべき書類の決定 三 児童福祉法に関する次のこと（10にあつては、法人検査課長の専決に係るものを除く。） 1 第十八条の七第一項の規定による報告の徴収若しくは指導又は当該職員による検査 2 第十八条の十第一項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による役員等の選任及び解任の認可並びに第十八条の十第二項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による役員等の解任命令

- 四条において準用する場合を含む。)の規定による勧告、第五十六条第五項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)  
の規定による公表、第五十六条第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)  
の規定による措置命令、第五十六条第七項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)  
の規定による業務停止命令又は役員  
の解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)  
の規定による弁明の機会の付与及び通知
- 13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令
- 14 第五十七条の二第一項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)  
の規定による意見の陳述及び第五十七条の二第二項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)  
の規定による情報又は資料の提供その他必要な協力の要請
- 15 第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し及び同条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令
- 16 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 17 第三百二十九条第一項の規定による定款の変更の認可
- 18 第四百十条の規定による社会
- 3 第十八条の十三第一項の規定による試験事務規程の認可及び同条第二項の規定による試験事務規程の変更命令
- 4 第十八条の十四の規定による指定試験機関の事業計画等の認可及び変更の認可
- 5 第十八条の十五の規定による監督命令
- 6 第十八条の十六第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査
- 7 第十八条の十八第一項の規定による保育士登録簿への登録
- 8 第十八条の二十の規定による登録の消除
- 9 第三十五条第七項の規定による市町村の長に対する協議
- 10 第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は職員による質問若しくは立入検査
- 11 第五十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問
- 12 第五十九条の二第三項の規定による市町村長への通知
- 13 第五十九条の二の五第二項の規定による市町村長への通知及び公表
- 14 第五十九条の二の六の規定による市町村長への協力要請
- 四 児童福祉法施行令に関する次のこと。
- 1 第五条第三項の規定による承認及び同条第六項の規定による指定の取消し
- 2 第十四条の規定による試験事務の実施
- 3 第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の



- 福祉連携推進方針の変更の認定
- 19 第四百二十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可
- 20 第四百十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に関する次のこと。
  - 1 第十八条の六第一号の規定による指定保育士養成施設の指定
  - 2 第十八条の八第二項の規定による保育士試験の実施
  - 3 第十八条の九第一項の規定による指定試験機関の指定
  - 4 第十八条の十九第一項の規定による保育士の登録の取消し及び同条第二項の規定による保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止命令
  - 5 第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査、同条第三項の規定による措置命令及び同条第四項の規定による事業の制限又は停止の命令
  - 6 第三十四条の十八の二第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査及び同条第三項の規定による事業の制限又は停止の命令
  - 7 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可、同条第九項の規定による通知及び同条第十二項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認
  - 8 第四十六条第三項の規定による改善の勧告又は命令及び同条第四項の規定による事業の停止
- 実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認
- 五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に関する次のこと。
  - 1 第六条の九第四号の規定による保育士試験の受験資格の認定
  - 2 第六条の十一第一項から第三項までの規定による受験科目の免除
  - 3 第六条の十一の二第一項の規定による筆記試験及び実技試験の全部の免除
  - 4 第六条の十四第一項の規定による受験の停止又は合格の無効の決定及び同条第二項の規定による保育士試験を受けさせないことの決定
  - 5 第六条の三十六の規定による保育士登録簿の訂正等
  - 六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号）第三条第一項の規定による最低基準の向上の勧告
  - 七 児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）第十一条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十八条第二項第六号の規定による児童の遊びを指導する者の資格の認定
  - 八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関する次のこと（４にあつては、法人検査課長の専決に係るものを除く。）。
    - 1 第三条第六項の規定による市町村の長に対する協議

命令

- 9 第五十八条第一項の規定による児童福祉施設の設置認可の取消し
- 10 第五十九条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令、同条第七項の規定による情報の提供の要請、同条第八項の規定による市町村長への通知及び同条第九項の規定による公表
- 三 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に関する次のこと。
  - 1 第十一条の規定による試験事務の休廃止の許可
  - 2 第十二条第一項の規定による指定試験機関の指定の取消し及び同条第二項の規定による指定試験機関の指定の取消し等
  - 四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する次のこと。
    - 1 第三条第一項又は第三項の規定による認定ことも園の要件に適合している旨の認定
    - 2 第七条第一項の規定による認定ことも園の認定の取消し
    - 3 第十七条第一項の規定による幼保連携型認定ことも園の設置又は廃止等の認可及び同条第七項の規定による通知
    - 4 第二十条の規定による改善勧告又は改善命令
    - 5 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令

- 2 第八条第一項の規定による地方公共団体の機関に対する協議
- 3 第十七条第五項の規定による市町村の長に対する協議
- 4 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査
- 九 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）に関する次のこと。
  - 1 第十五条第一項の規定による受胎調節実地指導員の指定
  - 2 第三十九条第二項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し
  - 十 母体保護法施行令に関する次のこと。
    - 1 第一条第一項の規定による指定証の交付及び同条第二項の規定による標識の交付
    - 2 第三条の規定による指定証の訂正
    - 3 第四条第一項の規定による住所変更の旨の通知及び同条第二項の規定による名簿の写しの送付
    - 十一 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）に関する次のこと。
      - 1 第十三条第二項の規定による名簿からの抹消
      - 2 第十五条第四項の規定による指定の取消し及び同条第五項の規定による名簿からの抹消

<p>こども 家庭支 援課</p>	<p>6 第二十二條第一項の規定による認可の取消し</p> <p>五 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第六条の規定による認定講習の認定の取消し</p> <p>一 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条の五第三項の規定による徳島県青少年健全育成審議会の意見の聴取及び同条第四項の規定による基本計画の公表</p> <p>2 第八条第八項の規定による勸告及び同条第九項の規定による命令</p> <p>3 第十条第五項の規定による措置命令</p> <p>4 第十条の二第六項の規定による有害広告文書等の除去命令</p> <p>5 第十一条の二三第三項の規定による有害図書類等の除去命令</p> <p>6 第十七条第一項の規定による立入調査を行う者の指定</p> <p>二 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>1 第三十一条第一項の規定による定款の認可</p> <p>2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任</p> <p>3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項及び第四百四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員（の職務を行うべき者の選任</p> <p>4 第四十五条の九第五項の規定による許可</p> <p>5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可</p>	<p>一 徳島県青少年健全育成条例に関する次のこと。</p> <p>1 第五条の二の規定による優良興行又は優良図書類の推奨</p> <p>2 第七条第一項の規定による有害興行の指定及び同条第四項の規定による有害興行の指定の取消し</p> <p>3 第八条第一項の規定による有害図書類の指定及び同条第三項第三号八の規定による団体の指定</p> <p>4 第十条第一項の規定による有害広告物の指定</p> <p>5 第十条の二第一項の規定による有害広告文書等の指定</p> <p>6 第十一条第一項の規定による有害玩具類の指定</p> <p>7 第十一条の四ただし書の規定による自動販売機管理者を置くことを要しない自動販売機の認定</p> <p>8 第十一条の五の規定による図書類等を販売する自動販売機の設置等の届出の受理</p> <p>9 第二十三条の二第一項の規定による徳島県青少年健全育成審議会への諮問及び同条第二項の規定による徳島県青少年健全育成審議会への通知</p> <p>二 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）に関する次のこと。</p>
---------------------------	---	--

- 6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定
- 7 第五十条第三項の規定による認可
- 8 第五十四条の六第二項の規定による認可
- 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請
- 10 第五十五条の三第一項の規定による承認
- 11 第五十五条の四の規定による承認
- 12 第五十六条第四項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第五十六条第五項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表、第五十六条第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六条第七項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知
- 13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令
- 14 第五十七条の二第一項（第四百四十四条において準用する場合

- 1 第二条の規定による団体の認定
  - 2 第五条第二号の規定による補修等の指定
  - 3 第六条第二項の規定による臨時休館等の承認
  - 4 第七条第二項の規定による供用時間の変更の承認
  - 5 第十三条第一項ただし書の規定による賠償責任の免除
  - 6 第十四条第二項の規定による利用料金の額の承認、同条第五項の規定による利用料金の免除の基準の承認及び同条第六項の規定による利用料金の還付の基準の承認
- 三 徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）に関する次のこと。
- 1 第二条第二項ただし書の規定による利用許可申請書の事前提出の承認
  - 2 第四条の規定による利用者心得等の承認
  - 3 別表第一その二の表の規定による用具及び利用料金の基準額の決定
- 四 社会福祉法に関する次のこと。
- 1 第五十六条第一項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査
  - 2 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供の要請並びに第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の

- を含む。)の規定による意見の陳述及び第五十七条の二第二項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による情報又は資料の提供その他必要な協力の要請
- 15 第六十二条第二項の規定による許可
- 16 第七十一条の規定による改善命令
- 17 第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し及び同条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令
- 18 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 19 第三百二十九条第一項の規定による定款の変更の認可
- 20 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定
- 21 第四百四十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可
- 22 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し
- 三 児童福祉法に関する次のこと。
- 1 第十三条第三項第一号の規定による施設又は講習会の指定
- 2 第三十三条の二第一項ただし書及び第三十三条の八第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可
- 3 第三十三条の十五第二項の規定による措置の内容等の報告
- 4 第三十三条の十六の規定による提供
- 3 第六十三条第二項の規定による社会福祉施設の許可事項の変更の許可
- 4 第六十七条第二項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可
- 5 第七十条の規定による報告の徴収又は当該職員による検査若しくは調査(町村社会福祉協議会に係るものを除く。)
- 五 社会福祉法施行条例第二条第一項第四号の規定による申請書に添付すべき書類の決定
- 六 児童福祉法に関する次のこと(1にあつては、法人検査課長の専決に係るものを除く。)
- 1 第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は職員による質問若しくは立入検査
- 2 第五十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問
- 3 第五十九条の二の六の規定による市町村長への協力要請
- 七 児童福祉法施行令に関する次のこと。
- 1 第二条の規定による児童相談所の設置等に係る報告
- 2 第二十九条の規定による徳島県社会福祉審議会の意見の聴取
- 3 第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認
- 八 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三条第一項の規定による最低基準の向上の勧告

る被措置児童等虐待の状況等の公表

5 第三十四条の五第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査

6 第三十四条の六の規定による事業の制限又は停止の命令

7 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第十二項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認

8 第四十六条第三項の規定による改善の勧告又は命令及び同条第四項の規定による事業の停止命令

9 第四十七条第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可

10 第五十八条第一項の規定による児童福祉施設の設置認可の取消し

11 第五十九条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令、同条第七項の規定による情報の提供の要請、同条第八項の規定による市町村長への通知及び同条第九項の規定による公表

四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による許可

2 第七条第二項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による説明の要求及び実地の調査

九 児童福祉法施行条例第十一条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第九号及び第十号の規定による児童指導員の資格の認定

十 児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）第二十条の規定による費用の基準の決定

十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十五条第三項（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公共施設内における売店等の設置に係る協議等及び結果の通知

十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第二十四条（同令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の貸付業務の報告

- 
- 3 第十二条第三項の規定による許可の有効期間の更新
  - 4 第十五条の規定による措置命令
  - 5 第十六条第一項の規定による許可の取消し及び同条第二項の規定による養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止命令
  - 6 第三十八条の規定による指導及び助言
  - 7 第三十九条第一項の規定による報告の徴収並びに同条第二項の規定による職員による質問及び検査
  - 五 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に関する次のこと。
    - 1 第二十二条第一項（第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限又は停止の命令
    - 2 第二十三条（第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限又は停止の命令
  - 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）に関する次のこと。
    - 1 第十五条第一項第三号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による収益を母子福祉資金貸付金等の貸付けを受けている事業以外の用途に使用することの承認並びに第十五条第二項第一号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を
-

	<p>含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、同項第二号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による事業の運営の改善勧告及び同項第三号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による役員の解職勧告</p> <p>2 第十七条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収の決定</p> <p>七 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関する次のこと（総合県民局長の専決に係るものを除く。）。</p> <p>1 第十二条の四第一項の規定による接近禁止命令、同条第二項の規定による期間の更新及び同条第六項の規定による接近禁止命令の取消し</p> <p>2 第十三条の五の規定による児童虐待の事例の報告</p>	
--	--	--

別表第四保健福祉政策課の項部長の欄第一号から第四号までを削り、同項課長の欄中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十九号までを四号ずつ繰り上げ、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十六号とし、第二十三号を第十七号とし、同表国保・自立支援課の項の項名を「国保・地域共生課」に改め、同項部長の欄第三号中23を24とし、2から22までを1ずつ繰り下げ、1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第十九条第一項第二号の規定による養成機関及び講習会の指定  
別表第四国保・自立支援課の項部長の欄中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

四 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第九条の規定による指定の取消し

五 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による民生委員の推薦

2 第十一条第一項の規定による民生委員の解嘱の具申



六 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十三条  
第一項の規定による当該職員による立入検査

別表第四国保・自立支援課の項課長の欄中第十四号を第十八号とし、第七号から第十三号までを四号ずつ繰り下げ、第六号を第十号とし、同号の前に次の三号を加える。

七 民生委員法に関する次のこと。

1 第十八条の規定による民生委員の指導訓練の実施

2 第二十条第一項の規定による区域の決定

八 徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認

3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認

4 第十一条第二項の規定による利用料金の額の承認

5 第十三条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

九 徳島県立総合福祉センター管理規則（昭和五十八年徳島県規則第七十号）に関する次のこと。

1 第二条第二項の規定による社会福祉関係者の承認

2 第三条の規定による利用者心得等の承認

別表第四国保・自立支援課の項課長の欄中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 社会福祉法施行令に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による変更の承認

2 第八条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による指示

別表第四健康づくり課の項部長の欄中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項課長の欄中第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第二十五号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第四農林水産政策課の項の次に次のように加える。

みどり 戦略推 進課	<p>一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に関する次のこと。</p> <p>1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示</p> <p>2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理</p> <p>3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理</p> <p>4 第十四条において準用する第</p>	<p>一 卸売市場法第十四条において準用する同法第十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査</p> <p>一 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）に関する次のこと。</p> <p>1 第二条の三第一項の規定による果樹農業振興計画の策定並びに同条第六項（第二条の四において準用する場合を含む。）の</p>
------------------	--	---

八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示

5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言

6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令

7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十一条第二項の規定による公示

8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理

二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）に関する次のこと。

1 第七条の三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令

2 第五十二条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十七条第三項の規定による報告

四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定による報告

六 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七

規定による果樹農業振興計画の提出及びその概要の公表

2 第四条の規定による果樹園経営計画の認定

3 第四条の八の規定による業務実施の協力に関する勧告

4 第六条の規定による果実等の生産等の状況に関する情報の提供

5 第八条の規定による果実等の生産者等からの報告の徴収

三 野菜生産出荷安定法（昭和四十四年法律第百三二号）に関する次のこと。

1 第五条（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による野菜指定産地の指定等の申出

2 第八条第六項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による生産出荷近代化計画の提出及びその概要の公表

3 第九条第一項の規定による生産出荷近代化計画の変更の届出

4 第十五条の規定による対象野菜の出荷に関する勧告

四 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定

五 災害等緊急時における準種子の供用

六 主要農作物の奨励品種の決定

七 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に関する次のこと。

1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求

2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項におい

号)に関する次のこと。

- 1 第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可
- 2 第三十一条第二項及び第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの特許若しくは禁止又は登録等の取消し並びに同条第七項の規定による処分をした旨の通知

七 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による対策地域の指定、同条第三項(第四条第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに第三条第四項(第四条第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による対策地域を指定した旨等の公告、報告及び通知
- 2 第四条第一項の規定による対策地域の区域の変更又は指定の解除
- 3 第五条第一項の規定による対策計画の策定、同条第四項(第六条第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による協議、第五条第五項(第六条第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに第五条第六項(第六条第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による概要の公告及び通知
- 4 第六条第一項の規定による対策計画の変更
- 5 第八条第一項の規定による指

て準用する場合を含む。( )の規定による登録並びに第十七条第六項(第十八条第三項及び第十九条第三項)において準用する場合を含む。( )及び第九項の規定による公示

- 3 第十八条第四項の規定による公示

4 第二十一条第二項の規定による変更命令

5 第二十二条の規定による適合命令

6 第二十三条の規定による改善命令

7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示

8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収

9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問

10 第三十三条第二項の規定による調査及び措置

八 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による地力増進地域の指定、同条第二項(同条第四項)において準用する場合を含む。( )の規定による関係市町村の意見の聴取及び同条第三項(同条第四項)において準用する場合を含む。( )の規定による地力増進地域の指定をした旨等の公表
- 2 第五条の規定による対策調査の実施

- 定農作物等の範囲の決定及び特別地区の指定並びに同条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特別地区を指定した旨の公告、報告及び通知
- 6 第九条第一項の規定による特別地区の区域等の変更又は指定の解除
- 7 第十条の規定による農作物の作付け等に関する勧告
- 8 第十二条の規定による土壌汚染調査結果の公表
- 八 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十一条の規定による有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあると認められた場合の報告
- 九 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三十一条第二項及び第四項の規定による農薬の販売の制限又は禁止

- 3 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村等の意見の聴取及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による地力増進対策指針の公表
- 4 第七条第二項の規定による勧告
- 5 第八条の規定による改善状況調査の実施
- 6 第九条第一項の規定による当該職員による立入調査
- 7 第十一条第二項の規定による農林水産大臣への申出
- 九 肥料の品質の確保等に関する法律に関する次のこと。
  - 1 第四条第一項及び第三項の規定による普通肥料の登録
  - 2 第十条の規定による登録証等の交付
  - 3 第十二条第二項の規定による肥料の登録の有効期間の更新
  - 4 第十六条第一項及び第二項の規定による肥料の登録等に関する公告並びに同条第四項の規定による公告事項の通知
  - 5 第二十一条第二項及び第二十二條の二第二項の規定による農林水産大臣への申出
  - 6 第二十九条第一項の規定による生産業者等からの報告の徴収、同条第三項の規定による販売業者からの報告の徴収及び同条第四項の規定による農林水産大臣への報告
  - 7 第三十条第一項及び第三項の規定による当該職員による立入

- 
- 
- 検査等、同条第四項の規定による農林水産大臣への報告並びに同条第七項の規定による肥料等の検査の結果の概要の公表
  - 8 第二十五条第一項後段の規定による適用除外肥料の指定及び同条第二項の規定による農林水産大臣への通知
  - 十 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に関する次のこと。
    - 1 第十一条の二第二項の規定による環境大臣への報告
    - 2 第十三条第一項の規定による当該職員による立入調査等
    - 3 第十四条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力要請等
  - 十一 植物防疫法に関する次のこと。
    - 1 第十六条の七第二項の規定による侵入調査事業への協力
    - 2 第二十二条の三第一項の規定による総合防除計画の策定、同条第三項の規定による農業者が遵守すべき事項の制定並びに同条第五項の規定による公表及び報告
    - 3 第二十三条第二項の規定による発生予察事業への協力
    - 4 第二十四条第二項の規定による区域及び期間その他必要な事項の決定並びに同条第三項の規定による告示及び報告
    - 5 第二十四条の二の規定による指導及び助言
    - 6 第二十四条の三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令
    - 7 第二十四条の四第一項の規定による職員による立入調査又は

<p>もつか るブラ ンド推 進課</p>		<p>別表第四もつかるブランド推進課の項を次のように改める。</p> <p>一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。</p> <p>1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行</p> <p>2 第十七条第二項の規定による認定、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による改善の要求及び認定の取消し並びに同条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告</p>
		<p>質問及び通知</p> <p>8 第二十九条第一項の規定による防疫の実施</p> <p>9 第三十一条第一項の規定による発生予察事業の実施並びに同条第二項の規定による発生予察事業の内容及び結果の報告</p> <p>十二 農薬取締法に関する次のこと。</p> <p>1 第二十六条第二項の規定による農薬の使用につき許可を受けべき旨の定め</p> <p>2 第二十九条第一項の規定による販売者に対する報告命令又は当該職員による立入検査等、同条第二項の規定による農林水産大臣又は環境大臣への報告及び同条第三項の規定による販売者等に対する報告命令又は当該職員による立入検査等</p> <p>十三 農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第六項の規定による報告</p>

		<p>3 第五十二条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し</p> <p>二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。</p> <p>1 第五条第二項の規定による審査の事務の一部の委託</p> <p>2 第十八条第二項の規定による審査の事務の一部の委託</p> <p>3 第二十一条第二項の規定による審査の事務の一部の委託</p>
--	--	---

別表第四水産振興課の項部長の欄第十号を削り、同項課長の欄第十一号及び第十二号を削り、同表漁業調整課の項の項名を「漁業管理調整課」に改め、同項課長の欄第二号中「漁業法施行令」の下に「（昭和二十五年政令第三十号）」を加える。

別表第四の四に次のように加える。

<p>こども未来局長</p>	<p>一 別表第四こどもまんなか政策課の項部長の欄及びこども家庭支援課の項部長の欄に掲げる事項</p>
----------------	---

別表第六の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第六号から第十一号までを削り、第十二号を第六号とし、第十三号から第十五号までを六号ずつ繰り上げる。

別表第六の四徳島県発達障がい者総合支援センター次長（美馬庁舎に勤務する次長に限る。）の項を削る。

附則

この訓令は、令和五年六月一日から施行する。

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 センター等  
各 総合県民局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

第一条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項の表に次のように加える。

いづも未来局	いづもまんなか政策課
--------	------------

(徳島県文書規程の一部改正)

第二条 徳島県文書規程(平成十三年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中徳島県中央子ども女性相談センターの項から徳島県立徳島学院の項までを削り、徳島県立鳥居龍蔵記念博物館の項の次に次のように加える。

徳島県中央子ども女性相談センター	中	女
徳島県南部子ども女性相談センター	南	女
徳島県西部子ども女性相談センター	西	女
徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	婦	保
徳島県立徳島学院	院	学

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第三条 徳島県兼務発令に関する規程(平成二十二年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(徳島県立二十一世紀館への兼務)

第七条 徳島県立図書館、徳島県立博物館、徳島県立近代美術館、徳島県立文書館及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館で勤務することを命ぜられた職員は、徳島県立二十一世紀館の兼務を命ぜられたものとする。

第十条第三項を削り、第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(商工労働観光部商工政策課への兼務)

第十一条 農林水産部もつかるブランド推進課の職員のうち、万代庁舎で勤務することを命ぜられ、かつ、農林水産物の輸出に関する事務に従事する職員(課長及び副課長を除く。)は、商工労働観光部商工政策課の兼務を命ぜられたものとする。



(農林水産部もつかるブランド推進課への兼務)

第十二条 商工労働観光部商工政策課の職員のうち、万代庁舎で勤務することを命ぜられ、かつ、県産品の輸出に関する事務に従事する職員(課長及び副課長を除く。)は、農林水産部もつかるブランド推進課の兼務を命ぜられたものとする。

(徳島県推進本部設置規程及びとくしま感染症・疾病予防対策センター設置規程の廃止)

第四条 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 徳島県推進本部設置規程(令和三年徳島県訓令第十号)

二 とくしま感染症・疾病予防対策センター設置規程(令和三年徳島県訓令第十一号)

附 則

この訓令は、令和五年六月一日から施行する。